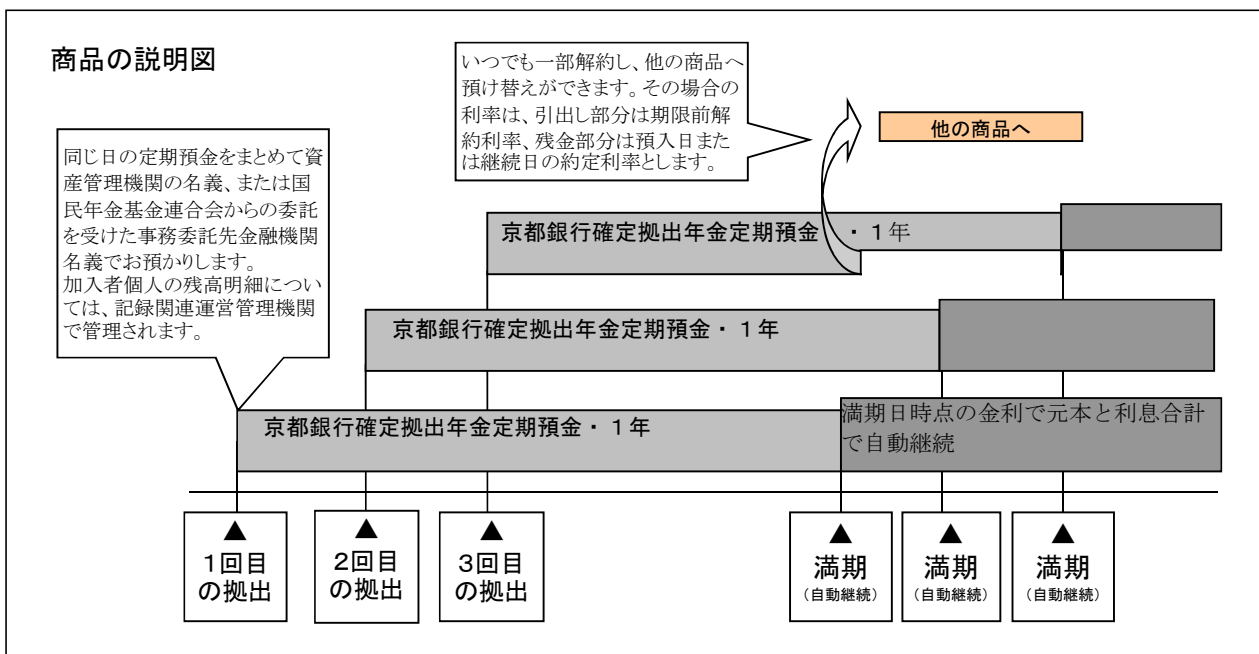


銀行預金 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	京都銀行 確定拠出年金定期預金（1年）
愛称	—
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 （ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）
3. お預入れ期間	1年（満期日は預入日の1年後の応当日です。）
4. お預入れ方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金によりお預入れができます。
お預入れ単位	1円以上 1円単位
5. 利息	
適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ● お預入れ時の約定金利を満期日まで適用します。（固定金利） ● 約定金利は市場金利の動向に応じて見直し、原則毎週月曜日（銀行窓口休業日の場合には翌銀行窓口営業日）より新金利を適用します。
利息計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日として日割かつ6ヶ月複利で計算します。
満期時利息のお支払い方法	継続時に預金元本に組み入れられます。
6. 払戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。 ● 満期日に利息を元本に組入れて前回と同一期間で自動継続します。なお、満期日以前に解約される場合には下記の中途解約利率を適用し、元本と利息をお支払いいたします。 ● 満期日前に解約する場合は、お預入れ日（または継続日）から解約日の前日までの日数に応じて、次の中途解約利率（小数点第4位以下切捨）により計算した利息とともにお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 6ヵ月未満： 解約日における普通預金の利率 ◇ 6ヵ月以上1年未満： 約定利率×50% ただし、上記（6ヶ月以上1年未満の場合）により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。
一部払戻し	<ul style="list-style-type: none"> ● この預金については元本の一部を解約することができます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 一部解約の場合、一部解約部分の利息は、お預入れ日（または継続日）から一部解約日の前日までの日数に応じた中途解約利率によって計算します。 ② 一部解約後の残金の利息は、お預入れ日（または継続日）から満期日の前日までの日数およびお預入れ時（または継続時）の約定金利によって計算し、満期日に一部解約後の残金に組入れて前回と同一の期間で自動継続します。
7. 手数料	ありません。
8. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては払戻し時および継続時の利子所得に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
9. 利益の見込み・損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● お預入れ日（または継続日）から1年後の満期日に、解約の申し出がない限り、約定金利で計算した利息を元本に組入れて自動継続します。また、お預入れ期間の途中で中途解約（一部解約を含みます）した場合でも、所定の中途解約利率により計算した利息と元本をお支払いします。 ● 商品提供金融機関（京都銀行）の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本利息について保護されないおそれがあります。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
10. セーフティーネット情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 本商品は預金保険の対象になっています。 <p>【保護の対象預金と保護の範囲】 金融機関毎に、当座預金などの決済用預金^(※)を除き、1預金者あたり元本1,000万円とその利息となります。 (※決済用預金……「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● なお、金融機関名義の預金は、預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。 ● ただし、京都銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円までとその利息が保護の範囲となります。
11. 持分の計算方法	<p>現在のお預入れ残高が個人別管理資産額の持分に相当する額となります。なお、加入者の個人別持分は日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー社(記録関連運営管理機関)により計算・管理されます。</p>
12. その他ご留意いただく事項	<p>お預入れされている預金のうち、満期が到来する預入分については当該満期日の2営業日前から満期日までは払い戻しの運用指図(スイッチング)をお受けすることはできません。</p>
13. 商品提供機関	<p>株式会社京都銀行</p>



(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該銀行預金の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の適用金利推移と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。